

宮崎県立延岡青朋高等学校通信制課程
いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

そこで、生徒の尊厳を保持する目的のため、学校・地域住民・保護者・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「宮崎県立延岡青朋高等学校通信制課程いじめ防止基本方針」として定める。

目次

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめ防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) ネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
 - (1) 組織的な指導體制
 - (2) 校内研修の充実
 - (3) 校務の効率化
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
 - (5) 地域や家庭との連携について
 - (6) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題克服のためには、未然防止の観点が必要であることを意識し、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組をする。
- ②「いじめは決して許されない行為である」ことへの理解を促し、生徒や保護者へ周知させる取組をする。
- ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる指導を行う。
- ④生徒が自己有用感や自己肯定感を育み、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることをめざす。
- ⑤いじめ問題への取組を推進するために、生徒・保護者への啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ①全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を職員が身につける取組をする。
- ②いじめは大人が気付かにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する取組をする。
- ③定期的なアンケートや教育相談を実施、相談窓口を周知させるなど生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- ①いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。まず、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切な指導を行う。
- ②いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込むことなく、学校・家庭・地域・関係機関等と連携し、組織的かつ継続的に対応する。

2 いじめの防止対策の内容に関する事項

1 いじめの防止のための組織

いじめを防止するため「人権教育推進委員会」を適宜開催する。また、いじめ事案発生時は緊急対策会議（いじめ対策チームを編成）を開催する。

【人権教育推進委員会】主幹：生徒指導主事

教頭（副校長）・生徒指導主事・進路指導主事・学年主任・教育相談係
人権教育係・特別支援教育コーディネーター・学年主任

内 容

- 1 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 2 校内研修会の企画・立案
- 3 調査結果・報告等の情報の整理・分析
- 4 配慮の必要な生徒の支援の在り方の検討

【緊急対策会議】（人権教育推進委員会＋養護教諭・臨床心理士等の専門家）

主幹：副校長

教頭または副校長（チーフ）・生徒指導主事（サブチーフ）・進路指導主事・学年主任
保健教育相談部主任・人権教育係・特別支援コーディネーター・学年主任・養護教諭

2 いじめ防止に関する措置

(1) いじめの防止

- ①スクーリング・行事等を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育む。
- ②通教青朋（広報誌）や延通会（保護者の組織）を通して、生徒や保護者にいじめに係わる学校の方針を示し、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図る。
- ③いじめの背景にあるストレスを解消するため、日常的に生徒に寄り添い面談等で生徒一人一人の意識を把握し、豊かな人間性の育成に努める。

(2) いじめの早期発見

- ①生徒の変化に気づくために、職員研修等を通して生徒への適切な関わり方（知識・技術・人権感覚）を身につける。
- ②いじめを訴えやすい環境を整える。
 - ア 年間2回のテストの時にいじめアンケートを実施する。
 - イ 教育相談係、ハートサポーターなどの相談窓口を生徒・保護者に周知させる。
- ③職員研修会等を通して、配慮を必要とする生徒についての情報を職員で共有する。
- ④延通会（保護者会）や花想会（保護者との懇談会）或いは保護者との面談を通して周知する。

(3) いじめに対する措置（別紙表1参照）

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- イ いじめの事実について管理職に速やかに通報する。

ウ いじめられている生徒や通報した生徒の安全確保を最優先とした措置をとる。

② 情報の共有

上記①で整理された情報を共有する。

③ 事実関係についての調査

ア 速やかに緊急対策会議を開き、事実調査を行う。

イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会に直ちに報告する。

ウ 生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、緊急対策会議の職員その他、生徒が話をしやすい担当職員を選任する。

④ 解決に向けた指導及び支援

ア 専門的な支援などが必要な場合、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。

イ 被害生徒の安全を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適宜・適切な情報共有する。

ウ 事実関係が把握された時点で、緊急対策会議において、指導及び支援の方針を検討し、職員への提案又は管理職への提言を行う。

エ 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、緊急対策会議で検討し、職員への提案する。

⑤ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた生徒とその保護者への支援

(いじめられた生徒への支援)

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ① 安全・安心を確保する。
- ② 心のケアを図る。
- ③ 今後の対策について、共に考える。
- ④ 活動の場等を設定し、認め、励ます。

(いじめられた生徒の保護者への支援)

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ① じっくりと話を聞く。
- ② 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ③ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた生徒への指導とその保護者への支援

いじめた生徒への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることが出来るようにする指導を根気強く行う。

- ① いじめの事実を確認する。
- ② いじめの背景や要因の理解に努める。
- ③ 望ましい人間関係づくりに努める。

④ 自己有用感が味わえる集団作りに努める。

オ 関係機関への報告

- ① 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- ② 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

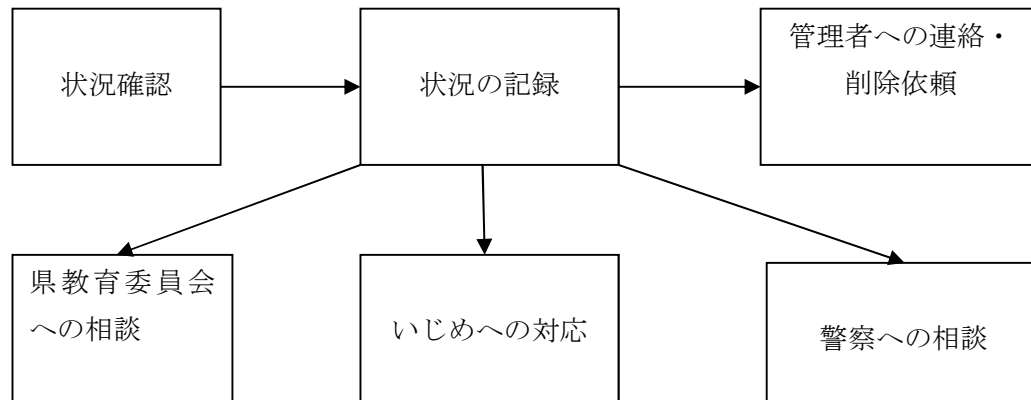
文字や映像を使い、特定の生徒の個人情報や誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、などがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

② ネットいじめの予防

- ア フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。(家庭内のルール作成など)
- イ 教科指導、LHR等における情報モラル教育の充実を図る。
- ウ インターネット利用に関する職員研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- イ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず直ちに報告、緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内の研修の充実

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、臨床心理士、コーディネーターやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことが出来るようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校におけるいじめの実態把握取組状況を点検すると共に、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」・「生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」・「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、家庭との一体的な対応をしていく。

①教育委員会との連携

- ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- イ 関係機関との調整

②警察との連携

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ア 家庭の養育に関する指導・助言
- イ 生徒の家庭生活・家庭環境の状況把握

④医療機関との連携

- ア 精神保健に関する相談
- イ 精神症状についての治療・指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告すると共に、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織(宮崎県いじめ問題対策委員会)に協力することとする。

①生徒の生命・心身又は財産に重大な被害がある場合

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な障害を負った場合
- エ 高額の商品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

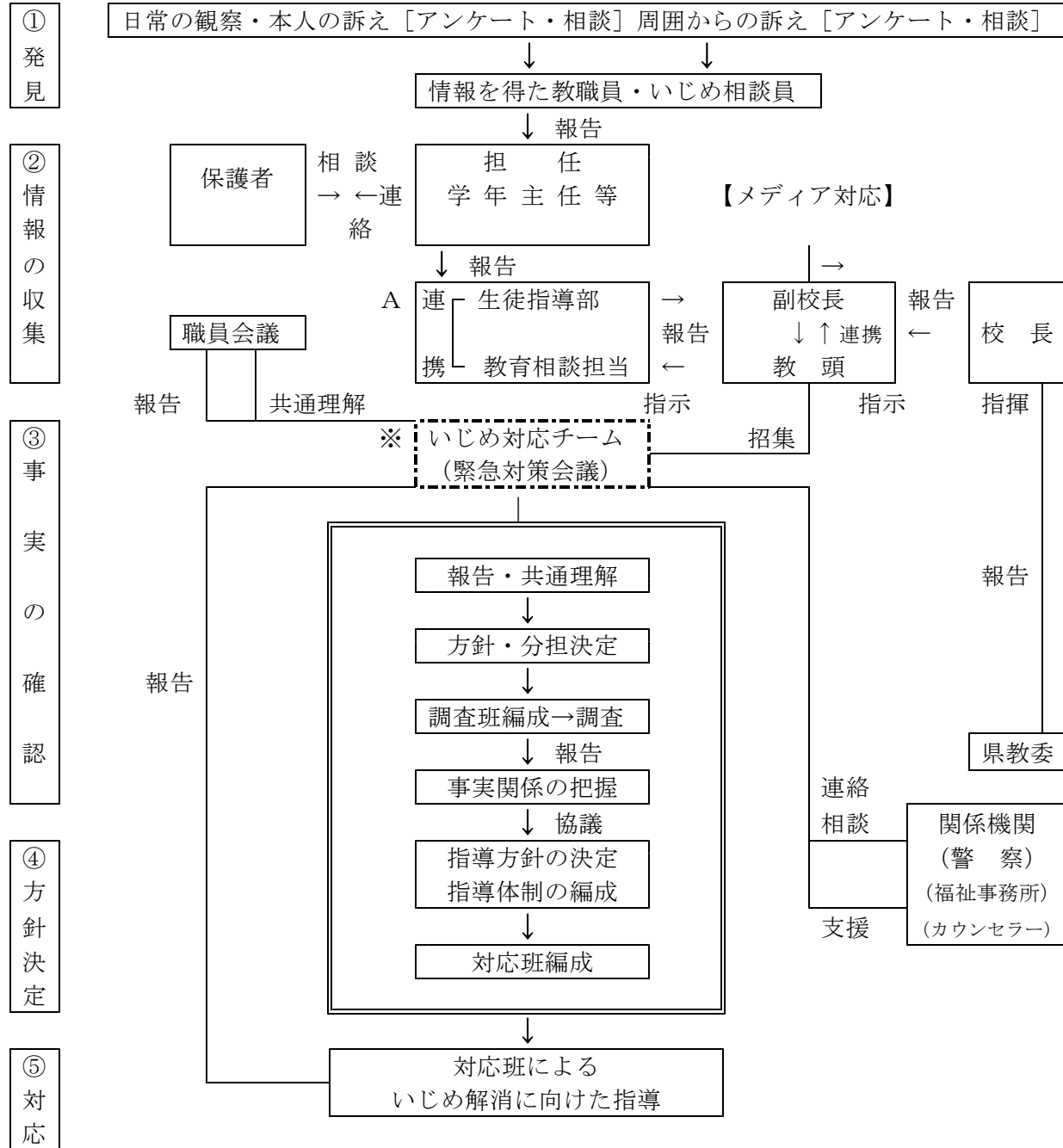
第3 その他いじめの防止のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目処として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

【別紙1】

延岡青朋高等学校いじめに対する措置
～いじめが起こった場合の組織的対応の流れ～



Aのチーフは生徒指導部副部長が務める

※ いじめ対策チーム (緊急対策会議)

枠内は対策チームの対応行程

通信制課程：人権教育推進委員会＋臨床心理士等の専門家

【副校長 (チーフ)・生徒指導主事 (サブ)・進路指導主事・学年主任・教育相談係・人権教育係・特別支援教育コーディネーター】

(組織的対応の流れ)

①発見

日常の観察の中でいじめと思われる事案を見たりその情報を得た場合、或いはいじめの訴えを聞いた場合には速やかに担任に報告する。担任不在の場合は学年主任に報告する。

②情報の収集

報告を受けた担任・学年主任は生徒指導主事をチーフとするいじめ・不登校対策委員会で協議し情報の収集にあたる。情報を確認次第その際、「いつ、どこで、誰が、誰に、どのようにしたか」ということを文書で整理し、教頭に報告する。

③事実の確認

報告を受けた教頭は、いじめ対策チーム（緊急対策会議）を招集し、行程表に従って事実の詳細な確認を行って、指導方針を決定し、指導体制を編成する。

④対応

前期の流れに沿って編成された対応班を中心にいじめ解消に向けた指導を行う。

【別紙2】

1 いじめられた生徒のサインの例

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で掃除している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物をいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサインの例

いじめた生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

別紙 3

1 教室でのサインの例

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえてくる。 席替えなどで近く of 席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサインの例

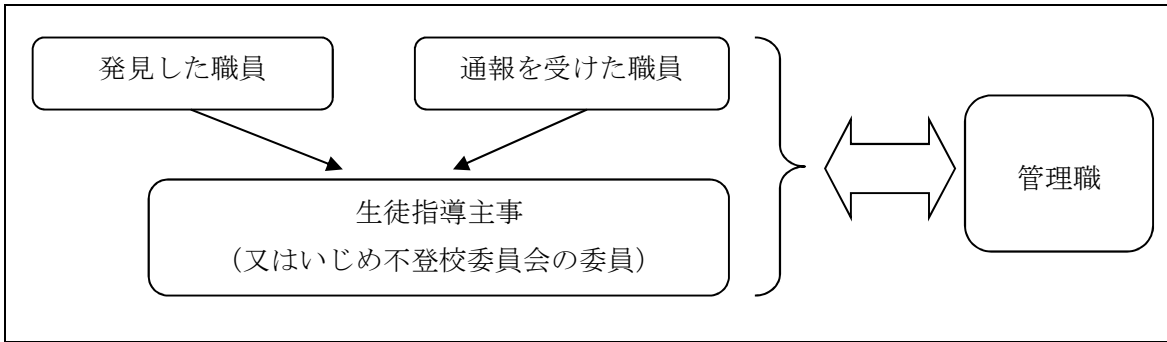
家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物・金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

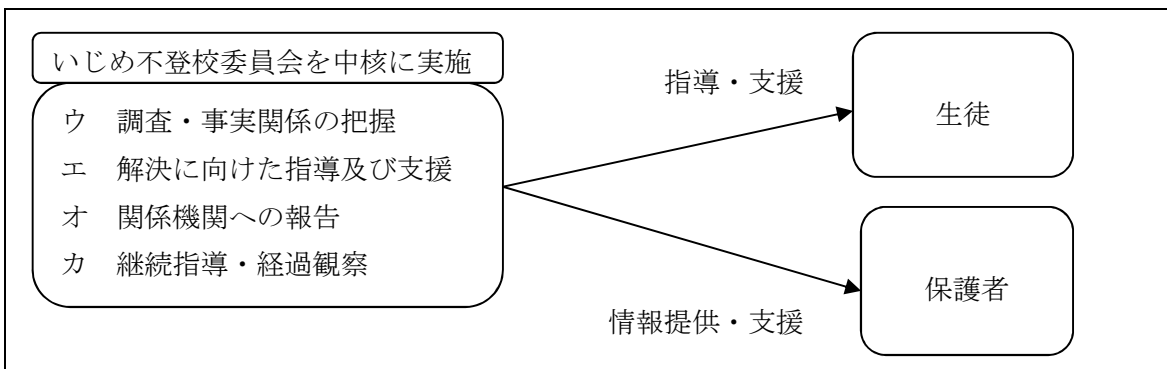
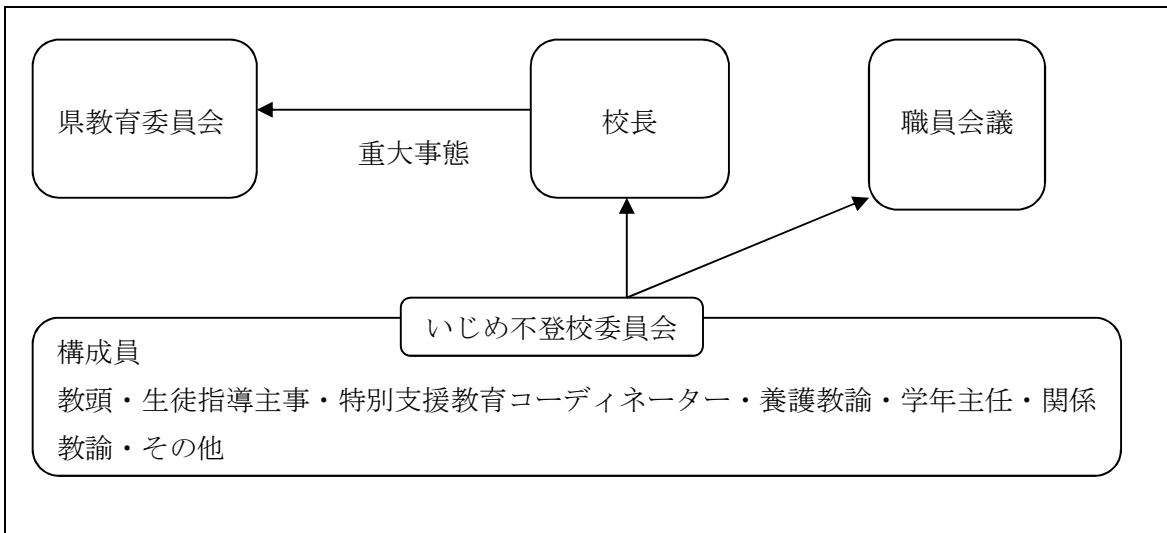
別紙4

いじめに対する措置（組織的対応）

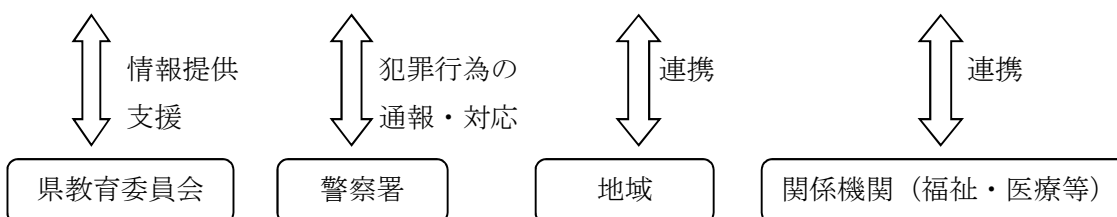
ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有



学 校



学校におけるいじめの防止のための職務別ポイント

- 1 全ての学校は、いじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 2 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
 - ② いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要。
 - ②いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。

(1) いじめ防止のための措置

(学級担任等)

- ①日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ②はやし立てたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ③一人一人を大切にしたいわかりやすい授業作りを進める。
- ④教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

(養護教諭)

- ①学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(生徒指導担当教員)

- ①いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ②日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(管理職)

- ①全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間的に絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ③生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ④いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

(2) 早期発見のための措置

(学級担任等)

- ①日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

(生徒指導担当教員)

- ①定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。

- ②保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ③休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(管理職)

- ①生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことが出来る体制を整備する。
- ②学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受けとれられる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置 (*別紙:「組織的ないじめ対応の流れ」と連動)

①情報を集める

(学級担任等・養護教諭)

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- エ その際、他の生徒の目に触れることの内容、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- オ いじめた生徒が複数居る場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(「いじめ防止等の対策のための組織」【以下、「組織」という】)

*いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。

当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家・弁護士・医師・教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭・学年主任・養護教諭・学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ア 教職員・生徒・保護者・地域住民・その他からいじめの情報を集める。
- イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ウ 一つの事象にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

(組織)

- ア 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(学級担任等・養護教諭・生徒指導担当教員・管理職などで役割を分担)
 - ア) いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - イ) その保護者への対応
 - ウ) 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- イ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことを必要とする。
- ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時には、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③—A 生徒への指導・支援を行う

*「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

(いじめられた生徒に対応する教員)

- ア いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すると共に、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- イ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ウ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」事をはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(いじめた生徒に対応する教員)

- ア いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 必要に応じて、いじめられた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ウ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- エ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- オ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

(学級担任等)

- ア 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- イ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めさせることは出来なくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ウ はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(組織)

- ア 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ウ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③—B 保護者と連携する。

(学級担任を含む複数の教員)

- ア 家庭訪問（加害・被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。
- イ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ること伝え、出来る限り保護者の不安を除去する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。